

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第 3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第 4 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第 5 受託者は、新潟県の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は新潟県の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 6 受託者は、この契約による業務を処理するために新潟県から引き渡された個人情報が記録された資料等を新潟県の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第 7 受託者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、新潟県が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第 8 受託者は、この契約による業務を処理するために新潟県から引き渡され、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに新潟県に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、新潟県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第 9 受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第 10 新潟県は、必要があると認めるときは、受託者がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第 11 新潟県は、受託者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受託者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第 12 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに新潟県に報告し、新潟県の指示に従うものとする。